3　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第２項第３号に掲げる部分の接続料の原価に営業費を算入する場合で、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、ＳＩＭカードの種類ごとに欄を分け、当該種類ごとの欄にそれぞれの接続料の原価に算入する営業費の額を記載すること。	［新設］
様式第17の４の３（第23条の９の３関係）	**様式第17の４の３**（第23条の９の３関係）
１　機能に係るレートベース	１　［同左］
［表　略］	［表　同左］
注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。	注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
［２　略］	［２　同左］
３　他人資本費用	３　［同左］
［表　略］	［表　同左］
注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。	注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
［２～４　略］	［２～４　同左］
［４・５　略］	［４・５　同左］
６　自己資本費用	６　［同左］
［表　略］	［表　同左］
注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。	注１　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
［２・３　略］	［２・３　同左］
［７・８　略］	［７・８　同左］
９　利益対応税	９　［同左］
［表　略］	［表　同左］
注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条第１項各号に掲げる機能ごと（同項第２号に定める機能にあつては、同条第２項各号に掲げる部分ごと（同項第３号に掲げる部分について、ＳＩＭカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、ＳＩＭカードの種類ごと））に作成すること（同条第１項第２号に掲げる機能の同条第２項第３号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第２項により算定する場合を除く。）。	注　第二種指定電気通信設備接続料規則第４条各号に掲げる機能ごとに作成すること。
［10　略］	［10　同左］